

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年3月8日

長野県飯田建設事務所長 北原正義

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

水防情報システムの保守点検業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書のとおりです。

(3) 履行期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで（地方自治法
(昭和22年法律第67号) 第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

長野県飯田建設事務所管内

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去5年内に同種の設備の保守点検業務の履行実績を有する者であること。

(5) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

飯田市追手町2-678 長野県飯田合同庁舎

長野県飯田建設事務所 総務課工事事務係

電話 0265(53)0449

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年3月20日(火) 午前10時45分

イ 場所 長野県飯田合同庁舎 5階501号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事

項について説明した書類を平成19年3月14日(水)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつとした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県飯田建設事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び特記仕様書によります。

河川課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年3月8日

長野県飯田建設事務所長 北原正義

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成19年度県単砂防管理事業に伴う土砂災害監視施設の保守点検業務

(2) 役務の特質

入札説明書のとおりです。

(3) 履行期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで（地方自治法
(昭和22年法律第67号) 第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

長野県飯田建設事務所管内

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者で

あるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去5年以内に同種の設備の保守点検の業務の履行実績を有する者であること。

(5) 長野県内に本店支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

飯田市追手町2-678 長野県飯田合同庁舎

長野県飯田建設事務所 総務課工事事務係

電話 0265(53)0449

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年3月20日(火) 午前11時

イ 場所 長野県飯田合同庁舎 5階501号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年3月14日(水)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県飯田建設事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

砂防課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年3月8日

長野県教育委員会教育長 山口利幸

1 入札に付する事項

(1) 調達する役務

県立高等学校授業料等口座振替徴収システム業務委託

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書のとおりです。

(3) 履行期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

仕様書のとおりです。

(5) 入札方法

履行期間における委託料の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を取得した者であること。

(4) 長野県内に本社又は営業所を有する者であること。

(5) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(6) 県立高等学校授業料等口座振替徴収システムの保守及び管理を迅速に行う体制が整備されている者であること。

(7) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

先

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県教育委員会事務局高校教育課
電話 026 (235) 7428

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、書留郵便に限り認めます。

(3) 入札説明会

ア 日時 平成19年3月16日(金) 午前10時から

イ 場所 長野保健所 301号会議室

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年3月27日(火) 午後1時から

イ 場所 長野県庁 109号会議室

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成19年3月26日(月) 午後5時まで

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2

(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県教育委員会事務局 高校教育課

(6) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年3月23日(金)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(7) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(8) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(9) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(10) 契約書作成の要否

必要とします。

(11) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県教育委員会教育長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年3月8日

長野県環境保全研究所長 荒井英彦

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県環境保全研究所空調設備等保守点検業務委託

(2) 役務の特質

長野県環境保全研究所安茂里庁舎及び飯綱庁舎の空調設備等(中央制御装置、ポンプ設備並びに冷暖房、融雪及び給湯に係る設備)の保守点検

(3) 履行期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 履行場所

ア 長野市安茂里米村1978

長野県環境保全研究所 安茂里庁舎

イ 長野市北郷2054-120

長野県環境保全研究所 飯綱庁舎

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去2年間に長野県環境保全研究所安茂里庁舎又は飯綱庁舎と同規模以上の施設において同種の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

(5) 事故発生時等の緊急時に迅速な修理対応が可能である者であること。

(6) 長野県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市安茂里米村1978(郵便番号 380-0944)

長野県環境保全研究所 安茂里庁舎企画総務部

電話 026 (227) 0354

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 平成19年3月29日(木) 午後1時30分 イ 場所 長野県環境保全研究所 安茂里庁舎研修室	(3) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年3月19日(月)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
(4) 入札保証金 政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。	(5) 契約保証金 政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
(6) 入札の無効 規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。	(6) 入札の無効 規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
(7) 契約書作成の要否 必要とします。	(7) 契約書作成の要否 必要とします。
(8) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。	(8) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。
5 その他	
(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県環境保全研究所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。	(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県環境保全研究所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
(2) 詳細は、入札説明書によります。	(2) 詳細は、入札説明書によります。

環境政策課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年3月8日

長野県環境保全研究所長 荒井英彦

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
長野県環境保全研究所特殊化学物質分析室保守管理業務委託
- (2) 役務の特質
長野県環境保全研究所安茂里庁舎の特殊化学物質分析室の定期点検並びに故障発生時における修理、点検及び調整
- (3) 履行期間
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)
- (4) 履行場所
長野市安茂里米村1978
長野県環境保全研究所 安茂里庁舎

(5) 入札方法 価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当する者であることとします。
(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
(4) 過去に長野県環境保全研究所に設置されている分析室と種類及び規模を同じくするダイオキシン類の分析室の保守管理業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
(5) 故障時にはダイオキシン類の漏洩及び測定機器への影響を防止するための迅速な修理対応が可能である者であること。
(6) 長野県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先 長野市安茂里米村1978(郵便番号 380-0944) 長野県環境保全研究所 安茂里庁舎企画総務部 電話 026(227)0354
4 入札手続等
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
(2) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 平成19年3月29日(木) 午後2時30分 イ 場所 長野県環境保全研究所 安茂里庁舎研修室
(3) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年3月22日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。なお、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
(4) 入札保証金 政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
(5) 契約保証金 政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (7) 契約書作成の要否
必要とします。
- (8) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。
- 5 その他
- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県環境保全研究所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。

環境政策課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年3月8日

長野県工業技術総合センター所長
島田享久

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県工業技術総合センター材料技術部門庁舎空調設備保守点検業務委託

(2) 役務の特質

長野県工業技術総合センター材料技術部門庁舎の空調点検、切替及び調整作業

(3) 履行期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

長野市若里一丁目18番1号

長野県工業技術総合センター 材料技術部門庁舎

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付されている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県内に本社、営業所等を有している者であること。
- (5) 過去に延床面積3,000m²以上の同種類の建物において、同種の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
長野市若里一丁目18番1号

長野県工業技術総合センター 総務部門
電話 026（268）0602

4 入札手続等

- (1) 入札説明会
実施しません。

- (2) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年3月28日（水）午後1時30分

イ 場所 長野市若里一丁目18番1号

長野県工業技術総合センター 4階第二研修室

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要書類について説明した書類を、平成19年3月19日（月）午後5時までに、上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要です。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県工業技術総合センター所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

- (2) 詳細は、入札説明書によります。

ものづくり振興課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年3月8日

長野県工業技術総合センター所長
島田享久

1 入札に付する事項**(1) 調達をする役務**

長野県工業技術総合センター材料技術部門庁舎、長野県工業技術総合センター食品技術部門庁舎及び長野創業支援センター庁舎清掃業務委託

(2) 役務の特質

長野県工業技術総合センター材料技術部門庁舎、長野県工業技術総合センター食品技術部門庁舎及び長野創業支援センター庁舎の清掃作業

(3) 履行期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

長野市若里一丁目18番1号

長野県工業技術総合センター材料技術部門庁舎及び長野創業支援センター庁舎

長野市栗田西番場205-1

長野県工業技術総合センター 食品技術部門庁舎

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者とします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。**(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。****(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。****(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）の規定に基づき建築物における清掃を行う事業について長野県知事の登録を受けた者であること。****(5) 過去に延床面積3,000m²以上の同種類の建物において、同種の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。****3 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先**

長野市若里一丁目18番1号

長野県工業技術総合センター 総務部門

電話 026（268）0602

4 入札手続等**(1) 入札説明会**

実施しません。

(2) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年3月28日（水）午後3時

イ 場所 長野市若里一丁目18番1号

長野県工業技術総合センター 4階第二研修室

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年3月20日（火）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要です。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他**(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県工業技術総合センター所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。****(2) 詳細は、入札説明書によります。**

ものづくり振興課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年3月8日

長野県工業技術総合センター所長
島田享久

1 入札に付する事項**(1) 調達をする役務**

長野県工業技術総合センター材料技術部門庁舎及び長野県工業技術総合センター食品技術部門庁舎警備業務委託

(2) 役務の特質

長野県工業技術総合センター材料技術部門庁舎及び長野県工

業技術総合センター食品技術部門庁舎機械警備業務

(3) 履行期間

平成19年4月1日から平成22年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

長野市若里一丁目18番1号
長野県工業技術総合センター 材料技術部門庁舎
長野市栗田西番場205-1
長野県工業技術総合センター 食品技術部門庁舎

(5) 入札方法

価格の総額を1年間当たりの額に換算した額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による長野県公安委員会の認定を受けている者又は同法第9条の規定による届出書の提出を同公安委員会に行なった者であること。
- (5) 警備業法第40条の規定による機械警備業務に係る届出書の提出を長野県公安委員会に行なった者であること。
- (6) 過去に延床面積3,000m²以上の同種類の建物において、同種の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

長野市若里一丁目18番1号
長野県工業技術総合センター 総務部門
電話 026（268）0602

4 入札手続等

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年3月28日（水）午前10時
イ 場所 長野市若里一丁目18番1号
長野県工業技術総合センター 4階第二研修室

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年3月20日（火）午後5時

までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要です。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合、長野県工業技術総合センター所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

ものづくり振興課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年3月8日

長野県工業技術総合センター所長
島田享久

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県工業技術総合センター精密・電子技術部門庁舎及び岡谷創業支援センター庁舎清掃業務委託

(2) 役務の特質

長野県工業技術総合センター精密・電子技術部門庁舎及び岡谷創業支援センター庁舎の清掃作業

(3) 履行期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

岡谷市長地片間町一丁目3番1号

長野県工業技術総合センター精密・電子技術部門庁舎及び岡谷創業支援センター庁舎

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当

する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）の規定に基づき建築物における清掃を行う事業について長野県知事の登録を受けた者であること。
- (5) 過去に延床面積3,000m²以上の同種類の建物において、同種の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

岡谷市長地片間町一丁目3番1号

長野県工業技術総合センター 精密・電子技術部門

電話 0266(23)4000

4 入札手続等

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年3月28日（水）午前11時

イ 場所 岡谷市長地片間町一丁目3番1号

長野県工業技術総合センター

精密・電子技術部門 4階第一教室

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年3月20日（火）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要です。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつとした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県工業技術総合センター所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

ものづくり振興課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年3月8日

長野県工業技術総合センター所長
島田享久

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県工業技術総合センター精密・電子技術部門庁舎警備業務委託

(2) 役務の特質

長野県工業技術総合センター精密・電子技術部門庁舎機械警備業務

(3) 履行期間

平成19年4月1日から平成22年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

岡谷市長地片間町一丁目3番1号

長野県工業技術総合センター 精密・電子技術部門庁舎

(5) 入札方法

価格の総額を1年間当たりの額に換算した額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者とします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。